



令和 6 年 6 月 28 日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部

担当課長(環境影響評価・化学物質) 川瀬 (TEL 972-2676)
大気環境対策課長 堀田 (TEL 972-2678)
地域環境対策課長 太田 (TEL 972-2671)

令和 5 年度 ダイオキシン類調査結果について

本市では、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という）の規定に基づき、ダイオキシン類の環境調査及び発生源調査を行っています。

このたび、令和 5 年度の調査結果をとりまとめましたのでお知らせします。

- ・ 環境調査の結果は、すべて環境基準を達成しました。
- ・ 発生源調査の結果は、すべて基準に適合していました。

1 環境調査結果の概要

法第 26 条の規定に基づき実施した環境調査結果は、すべて環境基準を達成しました。

調査項目				調査 地点数	調査結果	環境基準	評価
大気環境				3	0.015～0.041pg-TEQ/m ³	年間平均値で 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	達成
水環境	公共用水域	水質	河川	6	0.038～0.19pg-TEQ/L	年間平均値で 1pg-TEQ/L 以下	達成
			海域	3			
		底質	河川	6	0.40～27pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g 以下	達成
			海域	3			
		水生生物(魚類)		1	0.49pg-TEQ/g	—	—
	地下水		2	0.022pg-TEQ/L	年間平均値で 1pg-TEQ/L 以下	達成	
土壌環境				2	0.056～3.2pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g 以下	達成

※水生生物(魚類)には環境基準が定められていない。

毒性等量(TEQ)は、最も毒性の強いダイオキシンの毒性に換算した値である。

1pg(ピコグラム)とは、1兆分の1gをいう。

2 発生源調査結果の概要

(1) 行政検査結果について

事業者の排出基準の遵守状況を確認するため、排出ガスでは3施設、排水では1排水口で行政検査を実施しました。その結果、すべて排出基準に適合していました。

種別	調査対象数	測定結果	排出基準	適合状況
排出ガス	3施設	0.000052～0.026 ng-TEQ/m ³ N	5ng-TEQ/m ³ N	適合
排水	1排水口	0.018pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L	適合

※1ng(ナノグラム)とは、10億分の1gをいう。

(2) 事業者測定結果について

法第28条の規定に基づき、事業者は、毎年1回以上排出ガス、排水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類の測定を行い、その結果を市長に報告することとされています。

排出基準との適合状況を見ると、排出ガス、排水及びばいじん等すべて基準に適合していました。

なお、測定結果の未報告は、排出ガス、ばいじん等について2施設ありました。

ア 排出ガス及び排水の事業者測定結果

種別	報告数	測定結果	排出基準	適合状況
排出ガス	33	0～0.35 ng-TEQ/m ³ N	施設により異なる	適合
排水	10	0.000075～0.16 pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L	適合

イ ばいじん等の事業者測定結果

種別	報告数	測定結果	処理基準	適合状況
ばいじん及び燃え殻	18	0～1.1 ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	適合

ウ 未報告施設

特定施設の種別	排出ガス	ばいじん等
廃棄物焼却炉	2	2

3 今後の対応

引き続き常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握していきます。また、法に基づき、工場・事業場への規制指導を行い、測定結果が報告されていない事業者に対しては、適切に指導していきます。

4 その他

詳細な調査結果については、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。

市政情報▶分野別の計画・指針・調査結果▶ごみと環境保全

▶環境保全関係の計画・調査結果・施策▶ダイオキシン関係調査・資料

▶ダイオキシン類調査結果（環境調査・発生源調査）

(<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-5-22-10-1-0-0-0-0-0-0.html>)

